

廃 第 9 1 号 - 1

令和 8 年 4 月 2 0 日

関 係 団 体 の 長 様

千葉県環境生活部廃棄物指導課長

(公印省略)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する
省令の施行について (通知)

平素より本県の廃棄物行政に御協力いただき誠にありがとうございます。

このことについて、令和 8 年 3 月 2 7 日付け環循規発第 2603271 号で環境省
環境再生・資源循環局廃棄物規制担当参事官から別添のとおり通知がありました。

つきましては、当該通知について御承知の上、貴下会員へ御周知くださいますようお願いいたします。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の令和 8 年 3 月 2 7 日改正概要】

水銀又はその化合物の使用に関する表示がされていない空気亜鉛電池については、水銀使用製品産業廃棄物として取り扱うことを不要とするため、規則別表第 4 の 2 の項の空気亜鉛電池を削る改正を行った。

なお、空気亜鉛電池であっても水銀又はその化合物の使用に関する表示のあるものは、規則第 7 条の 2 の 4 第 3 号に該当するため、引き続き水銀使用製品産業廃棄物として取り扱うこと。

担当

廃棄物指導課 指導企画班

電話：043-223-2757

Mail: haiki-sk@mz.pref.chiba.lg.jp